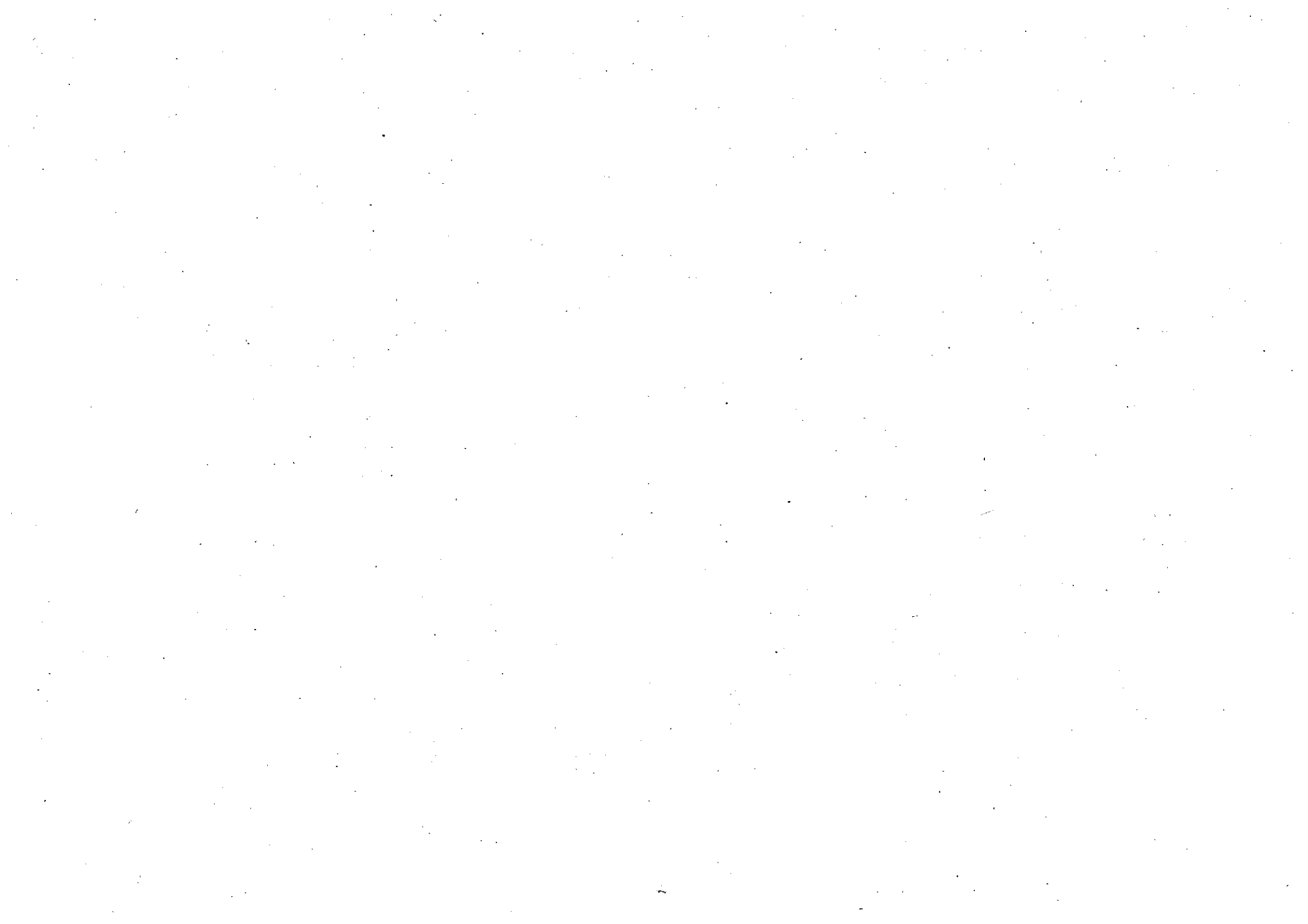


宮城県(子育て支援課)の被災児童等への支援施策概要

1 東日本大震災で被災した子どもたちへの支援状況及び復興に向けた取組等	1
2 児童福祉施設等災害復旧支援	5
3 震災孤児・遺児対策等	
(1) 震災孤児等の支援に関する基本的な対応	6
(2) 震災孤児等に対する支援の状況	7
(3) 震災孤児への主な支援制度	8
(4) 震災遺児への主な支援制度	12
(5) 東日本大震災みやぎこども育英基金による修学等支援事業	16
(6) 震災孤児の親族(養育)里親への支援	17
4 子どもの心のケアへの取組	
(1) 子どもの心のケア体制	19
(2) 子どもの心のケアの状況	20
(3) 子どもの心の健康サポート事業(乳幼児)の実施状況	21
(4) 東日本大震災中央子ども支援センターについて	22
5 子育て環境の整備	
(1) 被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助	23
(2) 仮設住宅サポートセンター支援事業	24
(3) 保育所等利用者への補助	25
(4) 子育て支援を進める県民運動	26
(5) DV被害者の支援に関する基本計画(第3次計画)	27
(6) 子どもの生活の場における放射性物質対策について	29



東日本大震災で被災した子どもたちへの支援状況
及び復興に向けた取組等について

I 被災状況 (平成 24 年 10 月 31 日 現在)

1 被害の状況 (余震による被害を含む)

(1) 人的被害

死者(関連死を含む)	行方不明者	重傷	軽傷(その他を含む)
10,366	1,359	504	3,636

(2) 住家・非住家被害

全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	非住家被害
85,315	151,719	224,262	15,475	12,894	26,603

(3) 仮設住宅入居状況

(平成 24 年 10 月 5 日現在)

	入居戸数(契約件数)	入居者数
応急仮設住宅(プレハブ住宅)	21,105	50,966
応急仮設住宅(民間賃貸借上住宅)	22,080	58,926
計	43,185	109,892

2 児童福祉施設等の被害状況 (平成 24 年 10 月 31 日 現在)

(1) 児童福祉施設の被害状況

施設数	全壊	半壊	入所者		職員(里親含む)	
			死者	行方不明者	死者	行方不明者
1,166	51	33	60	12	6	2

※児童福祉施設：保育所、児童養護施設、乳児院、里親、母子生活支援施設、児童厚生施設等

(2) 公立幼稚園・学校(小・中・高)の被害状況

施設数	施設被害等	幼児・児童・生徒		職員	
		死者	行方不明者	死者	行方不明者
882	762	327	35	19	-

(3) 私立幼稚園・学校(小・中・高)等の被害状況

施設数	施設被害等	幼児・児童・生徒		職員	
		死者	行方不明者	死者	行方不明者
281	252	69	-	3	-

(4) 児童関連の被害状況の合計

施設数	施設被害等	児童等		職員	
		死者	行方不明者	死者	行方不明者
2,329	1,098	456	47	28	2

II 被災した子どもたちへの支援の状況

1 震災孤児を含む要保護児童への支援

(1) 震災孤児数

135人 (※震災孤児：震災により、保護者が死亡又は行方不明となった児童)

(内訳)

中央児童相談所	33人 (塩竈市2人、各取市22人、岩沼市2人、亘理町5人、山元町1人、七ヶ浜町1人)
北部児童相談所	3人 (涌谷町3人)
東部児童相談所	67人 (石巻市52人、東松島市5人、女川町10人)
同 気仙沼支所	25人 (気仙沼市18人、南三陸町7人)
仙台市児童相談所	7人 (仙台市7人)

(2) 震災孤児養育家庭に対する里親登録の推進

- ・震災孤児135人のうち、134人が親戚等に養育されており、1人が児童養護施設に入所
- ・このような家庭に対する親族里親等の登録を進めており、85人の児童の親族里親等が決定

(3) 震災遺児数

902人 (市町村、学校等と連携し継続調査中)

(※震災遺児：震災により、父または母のいずれかが死亡又は行方不明となった児童)

(4) 児童相談所の活動

震災孤児を養育する里親家庭を月1回訪問。養育面での不安等の相談に応じるほか、公的支援制度や、民間による経済的支援制度等について周知

(5) 宮城県震災孤児等対策会議の設置・運営

- ・震災孤児等の把握と支援に関して、関係機関の円滑な連携を図るため設置 (H23.4.6設置)
- ・構成機関 市町村、県児童養護施設協議会、県里親連合会、県警、県教育委員会、県保健福祉事務所、県児童相談所等 (県子育て支援課：事務局)
- ・開催状況等 これまでに9回開催し、震災孤児の把握、児童相談所の対応、子どもの心のケアへの対応、里親委託の推進方針、新たな里親への支援等について、協議・情報共有等

2 東日本大震災みやぎ子ども育英基金による修学等支援事業

国内外から寄せられた寄附金を「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」に積み立て、この基金を活用し、震災により親を亡くした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるように、大学までの支援金・奨学金制度を創設し、長期的・継続的な支援を推進

(給付金額)

・未就学児	月額10,000円	就学前一時金100,000円
・小学生	月額10,000円	卒業時一時金150,000円
・中学生	月額10,000円	卒業時一時金200,000円
・高校生	月額20,000円	卒業時一時金600,000円
・大学生等	月額30,000円	

3 子どもの心のケア

(1) 子どもの心のケアチーム

子ども総合センター、各児童相談所で構成する「子どもの心のケアチーム」により、被災し心に深い傷を負った子どもたちや保護者等への助言や支援を推進

- ・児童精神科医・心理士等による巡回相談・診療等 (沿岸4地区で月20日程度活動)
- ・児童福祉司・児童心理司による巡回相談・助言等
- ・リーフレット作成・配布、各種研修会の開催

※ 県教育委員会（公立学校等）との連携
学童・生徒（小・中・高校等）については、県教育委員会が派遣するスクールカウンセラーが初期的なケアに対応し、必要に応じて、子どもの心のケアチームと連携

- (2) 子どもの心の健康サポート事業（乳幼児健診への心理士派遣）
沿岸市町で実施する1.6歳児健診、3歳児健診の会場へ心理士を派遣し、母子等の相談に応じる体制を構築（沿岸3市6町で実施）
- (3) 子どもの心のケアに関する保育士研修等の開催
子どもと接する機会の多い、保育士等に対する子どもの心のケアに関する研修
- (4) 東日本大震災中央子ども支援センターによる支援
国が被災地支援のために設置した「中央子ども支援センター」を通じて児童精神科医等の専門職の派遣、研修、普及啓発等の事業を推進

4 子育て環境の整備

- (1) 子育て支援NPO等への支援
被災した子どもやその家庭等への支援を実施するNPO等の団体に対し、県が市町村を通じて補助金を助成し、被災地におけるきめ細やかな支援活動を促進
 - ・子どもの遊びの場の提供、一時預かり等補完、心を癒すイベントの実施等
 - ・補助率：定額補助（100/100）、1団体 100万円上限
 - (2) 仮設住宅サポートセンター支援事業
仮設住宅において子育て世帯が安心して暮らせるよう、子育て支援を行う関係者のためのセミナー、ワークショップ、連絡会議等を開催し、13市町のサポートセンターを中心に活動する子育て支援団体の育成、団体間のネットワークづくりを推進
 - (3) 保育所等利用者への補助
被災した世帯の子育てに関する経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免を行った市町村や認可外保育施設利用者に対して補助
 - (4) 子育て支援を進める県民運動
安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を図るため、「みやぎっこ応援隊」の登録などを通じて、県民総参加による子育て県民運動を展開し、地域全体で子育てを支援する機運を醸成
- #### 5 関係機関との連携強化
- 国や市町村、県里親連合会、児童養護施設協議会をはじめとした関係団体・NPO等との連携をさらに強化し、中長期的な視点から、被災した子どもたちへの支援を推進

6 宮城県震災復興計画について(子ども・子育て支援関係)

○「未来を担う子どもたちへの支援」を柱の一つとして取組を推進

復興の方向性

【復旧期：H23～H25 年度（3年間）】

- ・震災で親を亡くした子どもなど保護が必要な子どもを県内の里親や施設等で養育
- ・被災地の子どもへの不安を解消するため、巡回相談などによる子どもへの心のケアを充実
- ・母子寡婦福祉資金の貸付けを行うなど、ひとり親家庭等に対する経済的な支援
- ・保育所、児童館、地域子育て支援センター等の応急的な復旧を支援

【再生期：H26～H29 年度（4年間）】

- ・引き続き子どもを養育する家庭等への経済的支援とともに、子どもの心のケアを推進
- ・被災市町村のまちづくりと歩調を合わせ、保育所、児童館、地域子育て支援センター等の整備を支援
- ・地域全体で子どもを守り育てる気運の醸成と、その環境整備を支援

【発展期：H30～H32 年度（3年間）】

- ・子どもを育てる親が孤立せず安全で安心して子育てができるよう、地域全体で子どもや子育て世帯を支える社会の構築を推進
- ・全期間を通じた施策の展開に当たっては、すべての子どもの権利や個性が大切にされ、健やかに成長していくことができるよう、子どもにとっての幸せを最優先とし、各種取組を推進

具体の取組

(1) 被災した子どもと親への支援

- ・要保護児童支援事業
- ・子どものこころのケア推進事業
- ・母子自立支援員設置事業
- ・母子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業

(2) 児童福祉施設等の整備

- ・被災保育所等整備事業
- ・児童厚生施設等災害復旧事業
- ・県立児童福祉施設等災害復旧事業
- ・被災私立保育所整備支援事業
- ・待機児童解消推進事業

(3) 地域全体での子ども・子育て支援

- ・妊婦健康診査支援事業
- ・子育て支援を進める県民運動推進事業
- ・次世代育成支援対策事業
- ・子ども虐待対策事業
- ・DV被害者支援対策事業
- ・児童クワラズ等促進事業
- ・保育対策等促進事業

児童福祉施設等災害復旧支援

1 補助率の引上

被災した児童福祉施設等の復旧に係る災害復旧事業の補助率を引上

2 公立保育所等負担軽減

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、公立保育所や母子寮等の復旧事業に係る負担を自治体の財政力に応じて軽減

3 私立保育所等への追加補助

被災した私立保育所や認可外保育施設等の復旧に関して、県単独の震災復興基金により追加補助

4 設備等復旧支援

被災した児童福祉施設の小修繕や備品整備に関して、限度額500万円を補助

施設の種類	通常の災害復旧制度		
	補助率		
	国	県	市町村・民間
母子生活支援施設 (母子寮)	2/4	1/4	1/4
公立保育所	2/4	1/4	1/4
認可保育所(社会福祉法人等)	6/12	3/12	3/12
認可保育所(学校法人等)	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—
児童厚生施設 (児童館)	1/3	1/3	1/3
児童養護施設	2/4	1/4	1/4
へき地保育所	2/4	1/4	1/4
子育て支援のための拠点施設	2/4	1/4	1/4
母子福祉センター	1/3	1/3	1/3
母子健康センター	1/3	1/3	1/3
子育て支援事業設備等復旧支援事業	—	—	—



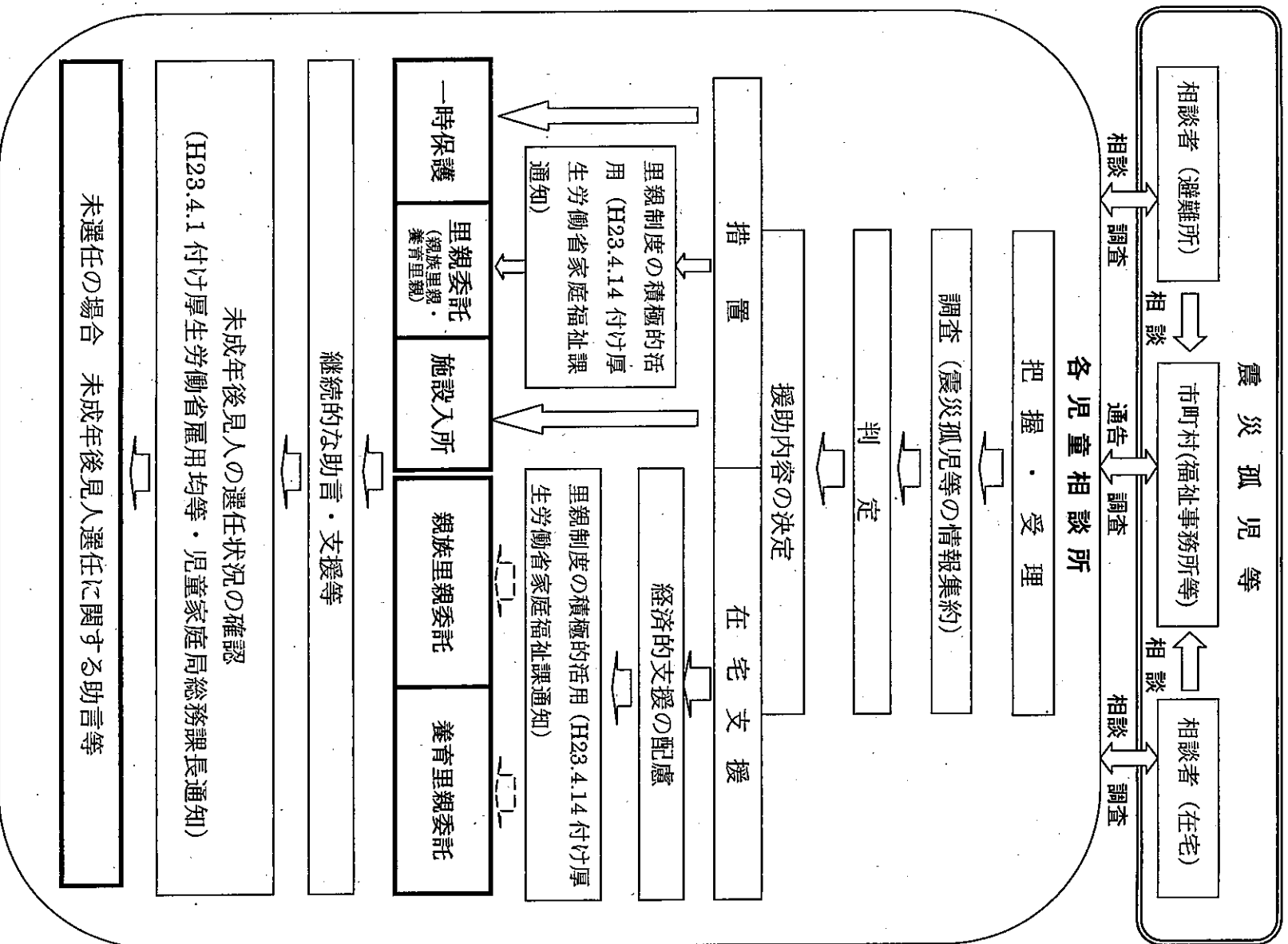
今回の支援制度			備考
補助率			
国	県	市町村・民間	
8/10	1/10	1/10	激甚法で措置
8/10	1/10	1/10	激甚法で措置
7/12 (7/12)	4/12 (3/12)	1/12 (2/12)	震災復興基金による 嵩上げ後
— (—)	1/2 (—)	1/2 (—)	震災復興基金事業
— (—)	1/4 (—)	3/4 (—)	震災復興基金事業
2/4	1/4	1/4	
8/10	1/10	1/10	激甚法で措置
4/6	1/6	1/6	
4/6	1/6	1/6	
2/4	1/4	1/4	
2/4	1/4	1/4	
10/10	—	—	上限500万円～ 200万円まで

※震災復興基金事業：県独自に復興基金を創設し、新規の助成や支援を実施

※()は、震災復興基金事業の措置前の補助率

震災孤児等に関する対応の具体的な流れについて

子育て支援課



震災孤児等に対する支援の状況

1 震災孤児数について

	135人	
震災孤児	内訳	
	仙台市7人、石巻市52(3)人、塩竈市2人、気仙沼市17人、 名取市22(1)人、岩沼市2人、東松島市5(1)人、山元町1(1) 人、亘理町5(1)人、七ヶ浜町1人、涌谷町3(1)人、女川町10 人、南三陸町8(1)人 ()内は被災時、高校3年生で満18歳以上の者	
上記の対応状況	親戚等による保護	児童福祉施設入所
	134人	1人
		調整中 0人

2 里親登録委託状況について

平成23年5月26日から平成24年10月17日まで、計9回、宮城県社会福祉審議会母子養護部会を開催し、震災孤児を保護している親戚51世帯を親族(養育)里親に認定登録、67人の児童を委託した。

なお、仙台市及び他都道府県等へ転出した児童についても、里親委託が進められており、現在85名の里親委託が進んでいる。

※ 委託児童(乳児以外)に対しては、一般生活費として1カ月47,680円、その他教育費(義務教育)等が支給される。

3 震災遺児数について

902人(平成24年7月17日現在、市町村、学校等と連携し継続調査中)

4 今後の支援について

(1) 震災孤児への支援

- 震災孤児に対しては、児童相談所が月1回の訪問を実施し、状況を確認するほか、養育に関する相談等を受けている。
- また、訪問の際には、「経済的支援状況一覧」のチラシを活用し、震災孤児が現状の生活に困窮することの無いように、また、経済的な理由により将来の進路選択が狭まることの無いよう公的な支援、民間の支援に関する情報提供を行っている。

(2) 震災遺児への支援

児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付金等の公的制度のほか、民間の奨学金等、活用可能性のある各種支援制度を取りまとめたリーフレットを作成、ホームページに掲載、県保健福祉事務所、市町村窓口に配置している。また、このリーフレットを震災遺児家庭に直接送付している。

(3) 心のケアについて

- 震災孤児及び遺児に対する心のケアについては、児童相談所が家庭訪問を行う際、子どもの状況等を確認するとともに、養育者に対するアドバイスを行い、何らかの対応が必要な子どもについては、心理的ケアを行う等の支援を行っている。
- また、学校においてはスクールカウンセラーによる心のケアが行われていることから、連携の上、支援を行っている。

東日本大震災でご両親を亡くされたお子さんとお子さんを養育しているご家庭への経済的支援一覧

平成24年10月31日子育て支援課

1 公的機関による支援
(1) 給付

名称	給付対象	申請窓口	給付額	給付時期等
被災者生活 再建支援金	震災で住宅が全壊、解体や大規模半壊 となった世帯		全壊・解体 100万円 大規模半壊 50万円 ※住宅の再建方法により50万～ 200万円の加算あり	
			生計維持者が死亡した場合 500万円 上記以外の方が死亡した場合 250万円	
災害弔慰金	震災で死亡した方のご遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母)	被災時に居住していた市町村	死亡・行方不明者 110万円/人 住家全壊 100万円/戸 住家大規模半壊 75万円/戸 住家半壊 50万円/戸 震災孤児 50万円/人 母子・父子世帯 30万円/世帯	各市町村に お問い合わせ してください
宮城県災害 養援金	震災による死亡者、行方不明者又は震 災孤児及び住家が全壊、大規模半壊又 は半壊した世帯(国の認定基準に基づ き市町村が認定する世帯)		死亡・行方不明者 110万円/人 住家全壊 100万円/戸 住家大規模半壊 75万円/戸 住家半壊 50万円/戸 震災孤児 50万円/人 母子・父子世帯 30万円/世帯	
			月額 65,741円	
年金	遺族基 礎年金 遺族厚 生年金	日本年金機構の年金事務所	加入期間や給料に応じて異なる	年6回 12月、4月、 6月、8月、 10月、12月) 2か月分ず つ給付
労災 (遺族補償 年金など)	労働者が仕事や通勤中に地震や津 波が原因で死亡した場合、子どもに支 給(18歳になる年の年度末まで) ※正社員だけでなく、契約社員やパー トの人なども対象	宮城労働局 または 労働基準監督署	労働者の賃金に応じて異なる	年3回 (4月、8月、 12月) 4か月分ず つ給付
児童 扶養手当	両親が死亡・行方不明の場合、その子 どもを育てる人に給付(子どもが18 歳になる年の年度末まで) ※ただし、子どもや養育者が労災や年 金を受給する場合、子どもが里親に委 託される場合は不支給	市町村	月額 41,550円～9,810円 (所得制限あり)	4か月分ず つ給付
児童手当	子どもを育てる人に給付(15歳になる 年の年度末まで)	市町村	3歳未満 一律月額 15,000円 3歳以上小学校修了前 月額 10,000円 (第3子以降は15,000円) 中学生 一律月額 10,000円 食費や洋服代として月額 47,680円の ほか、教育費等	H24年2月 (H23.10～ H24.1) H24年6月 (H24.2～3)
里親 里親	両親が死亡・行方不明等で、その子ど もを3親等以内の親族が育てる場合、 その親族に給付(原則18歳の誕生日 まで、20歳まで延長可)	児童相談所	未就学児 月額 10,000円 一時金(小学校入学時)100,000円 小学生 月額 10,000円 一時金(小学校卒業時)150,000円 中学生 月額 10,000円 一時金(中学校卒業時)200,000円 高校生 月額 20,000円 一時金(高校卒業時) 600,000円 大学・短期大学・専修学校 月額 30,000円	月額給付

(2) 貸与

名称	内容	問い合わせ先 申込窓口等
高等学校等育英奨学資金貸付	<p>◎育英奨学資金(通常分・要返還) 公立高校1.8万円/月(自宅通学者) 公立高校2.3万円/月(自宅外通学者) 私立高校3.0万円/月(自宅通学者) 私立高校3.5万円/月(自宅外通学者) ◎育英奨学資金(被災生徒奨学資金・要返還) 2.0万円/月(※返還免除制度有)</p>	<p>問い合わせ先 宮城県高校教育課調整班 TEL:022-211-3716 申込み先 現在在学している高等学校</p>

2 民間による支援

支援団体名等	支援内容	問い合わせ先
朝日新聞厚生文化事業団	<p>◎こども応援金(返還不要) 未就学児・小学生300万円,中学生200万円,高校生150万円 ※受付期間 2012年4月以降も随時受付</p>	<p>「朝日新聞厚生文化事業団」 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2 TEL:03-5540-7446 FAX:03-5565-1643</p>
あしなが育英会	<p>◎特別一時金(返還不要) 200万円(就学区分なし) ◎奨学金(要返還) 公立高校2.5万円/月,私立高校3.5万円/月,大学(専修・各種学校含む)4万円/月,大学院生8万円/月 ※申込期限 2012年9月30日まで</p>	<p>「あしなが育英会」 〒102-8639 東京都千代田区平河町1-6-8 TEL:0120-77-8665 TEL:03-3221-0888 FAX:03-3221-7676</p>
公益財団法人 奥田育英会	<p>◎育英金(返還不要) 一人当たり50万円を限度(対象:平成23年3月11日現在宮城県内の小中学校、高校に在学、かつ申請時現在、宮城県内外の小中学校、高校に在学中の方(平成23年4月入学の新小学1年生を含みます。)) ※申請期限2011年10月31日まで(第1期) 同年11月1日から12月31日まで(第2期) 2012年1月1日から4月30日まで(第3期)</p>	<p>「公益財団法人 奥田育英会」 〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22～8F TEL:073-433-9140 ホームページ URL: http://okuda-ikueikai.org</p>
MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金	<p>◎一時金(返還不要) 10万円(小学生・中学生・高校生対象) ◎奨学金(返還不要) 2万円/月(小学校・中学校・高校の在学期間中) ※H25.26に小学校入学予定の幼児についてはH25以降改めて募集予定</p>	<p>「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金担当」 TEL:03-5424-1121(平日9:30～17:30)</p>
高速道路交流推進財団	<p>◎修学資金の給付(返還不要) 28.2万円/年(対象:小学校・中学校・高校・専修学校・大学在学中の方) ※平成23年4月1日現在で未就学児の方については、将来の給付対象者として登録し、就学開始時に給付開始の案内をします。</p>	<p>「財団法人高速道路交流推進財団 企画部 震災遺児係」 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-42-3住友不動産浜町ビル7F TEL:0120-768-660(平日9:30～17:30)</p>
日本学生支援機構 ・緊急採用奨学金 (第一種奨学金) ・応急採用奨学金 (第二種奨学金)	<p>◎奨学金(要返還) 公立高校1.8万円/月,私立高校3万円/月 (いずれも自宅通学の場合) 公立大学4.5万円/月,私立大学5.4万円/月 (いずれも自宅通学で第一種[無利息]の場合)</p>	<p>現在在学している学校</p>
ライオンズ震災遺児奨学金	<p>◎奨学金(返還不要) 小中学校1.5万円/月,高校2万円/月 小・中学校・高校生 合計50名以内を対象 ※受付期間 2011年8月16日～9月30日</p>	<p>「ライオンズ震災遺児奨学会委員会」 TEL:022-274-1111 (ICT法務・会計サポート)</p>
NPO法人 JETOみやぎ	<p>◎給付金支給(返還不要) 震災孤児を対象(19歳まで年1回定額支給) 給付予定年数により給付金額を決定</p>	<p>「JETOみやぎ運営事務局」 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-4(株式会社 清月記内) TEL:022-782-6222 FAX:022-782-5778</p>

全国里親会	<p>◎一時金支給 (返還不要)</p> <p>震災でご両親を亡くされたお子さんと生活を共にしている方を対象 (ひとり親家庭で、震災により親を亡くされたお子さんも含む)</p> <p>養育する子ども一人当たり</p> <p>第一次支援金 7万円</p> <p>第二次支援金 10万円</p>	<p>「宮城県里親連合会」</p> <p>〒980-0011</p> <p>仙台市青葉区上杉 1-2-3 宮城県社会福祉協議会内</p> <p>TEL:022-263-4144</p> <p>「仙台市ほほえみの会 (里親会)」</p> <p>〒980-0022</p> <p>仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市社会福祉協議会内</p> <p>TEL:022-223-2010</p>
日本財団	<p>◎弔慰金・弔慰金</p> <p>1人当たり5万円</p> <p>受付期間：2012年3月30日まで</p>	<p>「日本財団災害支援センター」</p> <p>TEL:0120-65-6519</p>
アシックス	<p>◎スポーツ用品提供</p> <p>震災孤児を対象に、アシックスのスポーツ用品を満19歳になるまで、毎年、継続的に提供します。(提供商品は年間10万円を上限とします。また、本人使用分に限りません。)</p>	<p>「株式会社アシックス管理統括部CSR推進室トウモロチーチーム」</p> <p>〒983-0047</p> <p>仙台市宮城野区銀杏町 19-2 アシックス東北販売株式会社内</p> <p>TEL:022-765-6291 FAX:022-291-2145</p>
NPO法人 フローレンス	<p>希望のゼミ (被災地の中高生向け 無償学習進路サポート)</p> <p>◎「移動学習室」の利用・学習相談、進路指導ゼミ ナーイイベントへの参加</p> <p>◎進研ゼミ (ネットネットワークセッション) の無料受講 (2013年3月号まで)</p>	<p>「NPO法人フローレンス 希望のゼミ 事務局」</p> <p>〒102-0072</p> <p>東京都千代田区飯田橋 4-8-4 第二ビルヂャビル 502号</p> <p>TEL:03-5275-1161</p>
公益財団法人 みちのく未来基金	<p>◎奨学金 (返還不要)</p> <p>2012年3月以降に高校を卒業し進学を希望する震災遺児を対象に、大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料、その他必要となる実費等を全額給付。</p> <p>年間の給付金上限は300万円。</p> <p>※申込締切 毎年5月20日</p>	<p>「公益財団法人みちのく未来基金」</p> <p>〒981-3298</p> <p>黒川郡大和町学苑 1番地 1</p> <p>宮城大学震災復興産学支援センター内</p> <p>TEL:022-777-8157 FAX:022-777-8153</p>
ロータリー 希望の風 奨学金	<p>◎奨学金 (返還不要)</p> <p>震災で保護者を亡くした震災遺児で、大学生 (短大生舎) 又は専門学校生であること。但し、通学大学または専門学校で授業料免除の措置を受けている方は対象とはなりません。平成23年度は30名程度に給付</p> <p>月額5万円</p>	<p>「ロータリー-東日本大震災青少年支援連絡協議会」</p> <p>〒104-0031</p> <p>東京都中央区京橋 2-11-8 全医協連会館 1F</p> <p>TEL:FAX:03-5250-2050</p>
東日本大震災被災者応援 愛知ボランティアセンタ ー 「震災孤児遺児応援金」	<p>◎応援金 (返還不要)</p> <p>2011年度18歳以下 (定時制高校生は19歳以下も可) で、東日本大震災による直接的、間接的な理由でご両親 (のどちらか)、又は保護者を亡くされた方を対象に、高校を卒業するまで応援金を給付。</p> <p>年1回、2~3万円程度 (寄せられた応援金を申請者数で割ります)</p> <p>※申込締切 2月末日 (消印有効)</p>	<p>「東日本大震災被災者応援 愛知ボランティアセンター」</p> <p>〒456-0006</p> <p>愛知県名古屋市中区熱田区沢下町 8-4 愛知私学会館内</p> <p>愛知ボランティアセンター 応援金申請受付係</p> <p>TEL:090-6590-3117</p> <p>e-mail: aitchiborase@gmail.com</p>
毎日新聞社会事業団 「毎日希望奨学生」	<p>◎奨学金 (返還不要)</p> <p>東日本大震災で保護者 (父又は母ら) が死亡又は行方不明になり、学業継続が困難な状況になっている高校生、高等専門学校生、短大生、大学生、専修学校生。被災地以外の居住者も対象。他の奨学金と重複して受給できません。募集人員は新1年生を中心に約50人。</p> <p>月額2万円</p> <p>※申込締切 2012年4月16日 (消印有効)</p>	<p>「毎日新聞東京社会事業団「希望奨学金」係」</p> <p>〒100-8051</p> <p>東京都千代田区三ツ橋 1-1-1</p> <p>TEL:03-3213-2674</p> <p>e-mail: mai-swif@fine.ocn.ne.jp</p>

株式会社ジェーシービー 「公益信託」ＣＢ東日本 大震災に負けない子ども たちの未来を応援する奨 学基金」	◎奨学金（返還不要） 東日本大震災で被災し、保護者であるご両親が死 亡又は行方不明になった小学校、中学校又は高等学 校に相当する学校に在学している児童・生徒・学生。 小学校在学児童 月額1万円 中学校又は高等学校在学生徒 月額2万円 その他 小学校、中学校又は高校入学時に5万円 ※応募期間（第1回） 2012年4月2日から同年9月30日まで（相談随時） ※上記対象者の募集は毎年度行います。	「三菱UFJ信託銀行 リニューアル受託業務部 公益信託 グループ」 「ＪＣＢ子ども未来応援奨学金」係 〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5 TEL:03-6250-3258 ホームページ: http://www.kodomo-ouenkikin.jp/
エイド フォー ジャパ ン	◎支援金等支給（返還不要） 震災孤児を対象（20歳まで年2回） ※英国からの支援金等を直接届けます。 金額や支援内容は、集まる寄付金や支給人数によ り毎年変わります。	「エイド フォー ジャパン」 Aid For Japan” J Flat 12, The Towers, Lower Mortlake Road, Richmond, Surrey, TW9 2JR ENGLAND メール: info@aidforjapan.org.uk （日本語可） ホームページ: www.aidforjapan.org.uk
「公益信託 ミネベア東 日本大震災孤児育英基 金」	◎就学援助金（返還不要） （条件）下記要件をすべて満たすこと 東日本大震災によって孤児となった児童・生徒 （死別又は離別によってひとり親世帯であった児 童・生徒において、同震災によってその保護者であ る親が死亡または行方不明となった場合を含む） 現在、小学校又は中学校（それらに相当する学校 等を含む）に在籍する児童・生徒（学年不問） 受給者が中学校を卒業するまで年額10万円（毎年 4月に支給）初回のみ12月に給付 ※受付：平成24年4月1日～平成25年10月1日	三井住友信託銀行 リニューアル受託業務部 公益信託第1 チーム「ミネベア東日本大震災孤児育英基金」申請口 〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 TEL:03-5232-8908（受付：平日9時～17時） FAX: 03-5232-8919 ホームページ： http://www.smb.jp/personal/trustmen/management/ public/example/list.html

※子どもの学び支援ポータルサイト（文部科学省） <http://manabishien.mext.go.jp/> では、その他の支援情報も掲載して
います。

東日本大震災で保護者が死亡または行方不明となり

ひとり親になった児童やそのご家庭への主な支援制度について (お知らせ)

宮城県保健福祉部
子育て支援課
電話 022-211-2633

H24.10.31 改訂版



(●)◆は母子・父子家庭とも対象、○◇は母子家庭のみ対象)

1 公的機関による支援

経済的支援

● みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金【窓口：県子育て支援課、県教育庁総務課】

震災で親などを亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、月額金と入学・卒業時の一時金を支給します。

就学前	小学校 特別支援学校の(学部)	中学校 中等教育学校 (前期課程)等	高等学校 高等専門学校(3年) 中等教育学校 (後期課程)等	大学、短期大学 高等専門学校(4~5年) 専修学校(専門課程)
月額金 1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 20,000円	1月につき 30,000円
一時金 100,000円	小学校入学時に 100,000円	小学校卒業時に 150,000円	中学校等卒業時に 200,000円	高等学校等卒業時に 600,000円

未就学児の生活支援
担当：保健福祉部子育て支援課
Tel. 022-211-2633

児童・生徒・学生等の修学支援
担当：教育庁総務課
Tel. 022-211-3611

● 遺族年金【窓口：日本年金機構の年金事務所】

国民年金・厚生年金に加入している保護者が亡くなった場合、次の年金が支給されます。ただし、死亡した加入者が保険料納付要件(加入期間の2/3以上の保険料納付または免除)を満たしている必要があります。

◇ 遺族基礎年金

《対象者》

国民年金や厚生年金加入者などが死亡した場合に、生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。(夫は非該当、子は18歳年度末または障害を持つ20歳未満が対象)

《H24年度の支給額》

子のいる妻	年額	月額
子(一人あたり)	786,500円	65,541円
第2子まで	226,300円	18,858円
第3子以降	75,400円	6,300円

◆ 遺族厚生年金

《対象者》

厚生年金加入者が死亡した場合に、生計を維持されていた次の方(年収850万円未満)に支給されます。

①子のある妻・子(遺族基礎年金と併給可) ②子のない妻

③夫、父母、祖父母(いずれも亡くなった当時55歳以上) ④孫

《支給額》

加入期間や報酬に応じて異なります。

● 労災保険(遺族補償年金など)【窓口：宮城労働局または労働基準監督署】

仕事中や通勤中の災害により死亡した場合に、遺族補償年金が支給されます。

《対象者》

死亡した労働者(アルバイトなど非正規労働者を含む)の収入により生計を維持していた配偶者、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹。ただし、妻以外は年齢や障害の要件と優先順位があり、最上位者のみが受給できます。

《支給額》

死亡した労働者の賃金に応じて異なります。

● 児童扶養手当 【窓口：現在お住まいの市町村】

公的年金や労災保険を受給することができない母子(父子)世帯の母(父)に支給されます。ただし、受給者と扶養義務者に所得限度額が設けられており、手当の全部または一部が支給されない場合があります。

《支給額 H24.4～》

1人目	月額	9,780円	～	41,430円
2人目	月額	5,000円		
3人目以降	月額	3,000円		

● 児童手当 【窓口：現在お住まいの市町村】

中学卒業までの子どもを持つ親や養育者に支給されます。(所得制限あり)

《支給額》

0～3歳未満	月額	15,000円
3歳～小学校修了前	第1～2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生	月額	10,000円
※ 所得制限を受けた方の子ども	月額	5,000円

貸 付

○ 母子福祉資金貸付金 【窓口：保健福祉事務所(仙台市は区役所)】

母子家庭の自立を図るため、生活資金、修学資金、住宅資金、転宅資金、技能習得資金、事業開始資金などを低利または無利子で貸し付けます。また、被災者については据置期間の延長など特例措置を受けられる場合があります。貸付条件、貸付上限額は貸付種別によって異なり、貸付の可否は審査の上決定しますので、まずは県の保健福祉事務所(仙台市にお住まいの方は区役所家庭健康課)にご相談ください。

● 高等学校等育英奨学資金貸付 【窓口：県教育庁高校教育課、在学中の高等学校等】

◆ 高等学校等育英奨学資金 (被災生徒奨学資金)

《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、震災により主たる家計支持者が死亡または行方不明、住居の全半壊等、主たる家計支持者の経済状況の著しい悪化等により、修学が困難な状況である生徒。

《貸付額》

年額 240,000円 (申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

《締め切り》

在籍する学校にお問い合わせください。

◆ 高等学校等育英奨学資金(震災による家計急変貸付)

《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、主たる家計支持者等が震災に被災したことより世帯の経済状況が悪化し、修学が困難な状況である生徒。

《貸付額》

自宅通学者	月額	国公立	18,000円	私立	30,000円
自宅外通学者	月額	国公立	23,000円	私立	35,000円

(申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

《償還》

貸付期間が満了し、6ヶ月経過後から定められた方法により償還

《締め切り》

在籍する学校にお問い合わせください。

※ 詳しくは県教育庁高校教育課のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.miyagi.jp/koukyou/>

子育て支援

● 保育所入所 【窓口：現在お住まいの市町村】

市町村によって、母子家庭・父子家庭については、保育所の優先入所の対象となっています。

就業支援

○ 高等技能訓練促進費【窓口：市は各市，町村は保健福祉事務所】

看護師，介護福祉士，保育士などの専門的な資格を取得するために，母子家庭の母が2年以上養成機関で修業する場合で一定の要件を満たす方に，訓練促進費を支給します。（支給対象期間の上限3年）

《支給額》

市町村民税非課税世帯	月額	100,000円（平成24年度）
市町村民税課税世帯	月額	70,500円（平成24年度）

○ 自立支援教育訓練給付金【窓口：市は各市，町村は保健福祉事務所】

母子家庭の母が就職のために雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（受講する講座の教育訓練機関にお問い合わせいただくか，最寄りのハローワークで閲覧をお願いします）を受講し，一定の要件を満たす場合に，その費用の一部を支給します。

《支給額》

対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額です。ただし，10万円を上限とし，4千円を超えない場合は支給されません。

養育相談・心のケア

● 被災児童の養育や心のケアに関する電話相談【窓口：各児童相談所】

震災後，お子さんの言動や体調に変化が見られるなど（一人でいるのを怖がる，食欲不振，不眠，落ち着きがなくなった，乱暴にふるまうようになった等），養育に関する相談を受け付けています。

（受付時間 平日 8:30～17:15）

仙台市児童相談所	022-219-5111	仙台市
宮城県中央児童相談所	022-224-1532	仙台市を除く，下記以外の市町村
宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	大崎市，栗原市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
宮城県東部児童相談所	0225-95-1121	石巻市，登米市，東松島市，女川町
宮城県東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	気仙沼市，南三陸町

● 宮城県子ども心のケアチーム巡回相談【窓口：県子ども総合センター】

子どもの心のケアについて中長期的な支援を行うため，必要に応じ児童精神科医療班（「子どものこころのケアチーム」）を県内沿岸部の各地へ派遣しています。

《対象地域と対象者》

県内沿岸部の市町にお住まいで，震災の被害を受けた子ども（中学生まで）とその家族

《問い合わせ先》

宮城県子ども総合センター（電話：022-224-1497 土・日 祝日除く 8:30～17:15）

関係機関電話番号

年 金	労 災 保 険	大 河 原 労 働 基 準 監 督 署	宮 城 県 保 健 福 祉 事 務 所
日本年金機構(ねんきんダイヤル 自動音声案内)	0570-05-1165	瀧峰労働基準監督署	0224-53-2154
〃 (石巻年金事務所)	0225-22-5115	仙南保健福祉事務所	0228-38-3131
〃 (大河原年金事務所)	0224-51-3112	仙台保健福祉事務所	0224-53-3132
〃 (仙台北年金事務所)	022-224-0892	北部保健福祉事務所	022-706-1216
〃 (仙台東年金事務所)	022-257-6112	北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0229-91-0712
〃 (仙台南年金事務所)	022-246-5117	東部保健福祉事務所登米地域事務所	0228-22-2118
〃 (古川年金事務所)	0229-23-1200	東部保健福祉事務所	0220-22-6118
宮城労働局	022-299-8843	気仙沼保健福祉事務所	0225-95-1431
仙台労働基準監督署	022-299-9071	宮城県教育庁高校教育課	0226-21-1356
石巻労働基準監督署	0225-22-3365	宮城県教育庁総務課	022-211-3716
石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口	0226-25-6921	宮城県保健福祉部子育て支援課	022-211-3611
古川労働基準監督署	0229-22-2112		022-211-2633

2 民間による支援（給付金、奨学金、貸付金）

● あしなが育英会 【問い合わせ先：0120-77-8565】

一時金(返還不要)

未就学児から大学院生まで 一律200万円 (震災時、事情により就学や就労していなかった18歳以下を含む) 奨学金(要返還:無利子,卒業後20年分割返還)

公立高校 2.5万円/月,私立高校 3万円/月,大学(専修・各種学校含む) 4万円/月,大学院 8万円/月

ホームページ <http://www.ashinaga.org/>

● 高速道路交流推進財団 【問い合わせ先：0120-768-660】

修学資金の給付(返還不要) 小・中・高・専修・大学在学学生 28.2万円/年

※H23.4.1現在で未就学の児童は、給付対象者として登録し、就学開始時に給付開始の案内をします。

ホームページ <http://www.highway.or.jp/>

● 日本学生支援機構 【問い合わせ先：在学中の学校】

緊急採用奨学金(第一種奨学金・無利子)

公立高校 1.8(2.3)万円/月,私立学校 3(3.5)万円/月,国公立大学 4.5(5.1)万円/月,

私立大学 5.4(6.4)万円/月 (括弧の金額は自宅外通学の場合。短大、高専、大学院も対象)

※その他、緊急採用奨学金(第二種奨学金・上限金利3%)

ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

● 交通遺児育英会奨学金 【問い合わせ先：0120-521286】

奨学金の貸与(無利子)

車両に乗って出かけ被災した場合などでも、交通遺児の対象となる場合があります。

高校生以上または今後高校生以上となる者。月額選択制(高校2~4万円,大学4~6万円など)

ホームページ <http://www.kotsujij.com/>

● ローター希望の風奨学金 【問い合わせ先：03-5250-2050】

奨学金(返還不要)

大学生 5万円/月 (最長48ヶ月,短大は最長24ヶ月),専門学校生 5万円/月(最長36ヶ月)

ホームページ <http://kibounokaze.com/>

● 公益財団法人みちのく未来基金 【問い合わせ先：022-343-9996】

奨学金(返還不要)

2012年3月以降に高校を卒業し、進学を希望する者。大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料,その他 必要となる実費等を全額給付。年間の給付金上限は300万円

ホームページ <http://michinoku-mirai.org/>

3 その他（各種相談等）

● 弁護士による無料法律相談（震災特例法施行に伴うもの）【問い合わせ先：022-223-2383】

平成23年3月11日時点において、宮城県内に住所や事業所を有していた方が受けられます。(刑事事件に関すること,法人に関することは除く)
県内6カ所(仙台,石巻,気仙沼,古川,大河原,登米)の法律相談センターがあり,それぞれ開催日時が異なりますので,仙台弁護士会にご確認ください。(予約可能)

ホームページ <http://www.senben.org> 仙台弁護士会

● 震災子ども支援室 S-チル 東北大学大学院教育学研究科 【問い合わせ先：0120-37-6241】

児童自身からの相談(学校,友人,家族,進路など),保護者からの相談(子育て,子どもの発達,保護者自身のこと)をお受けします。

受付時間 平日 午前9時~午後5時

ホームページ <http://www.sed.tohoku.ac.jp/~s-children/>



東日本大震災みやぎ子ども育英基金による修学等支援事業について

1 寄付口座の開設について

震災により親を失った子どもたちが、将来に希望をもって成長していけるように「東日本大震災みやぎ育英募金」を開設し、企業・団体・個人等、皆様からの支援を募ることとした。

2 東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業について

さらに、国内外から寄せられた寄附金を「東日本大震災みやぎ子ども育英基金（以下「基金」という。）」に積み立て、この基金を活用し、東日本大震災により父又は母と死別した児童・生徒等が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、本県独自の支援を長期的・継続的に推進する。

3 基金事業の概要について

(1) 給付金の名称

- ① 東日本大震災みやぎ子ども育英基金未就学児支援金（保健福祉部子育て支援課）
対象：未就学児
- ② 東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金（教育庁総務課）
対象：小・中・高・大学生等

(2) 給付金の性格

償還不要の給付金

(3) 給付金の対象及び月額

東日本大震災により親を失った児童・生徒等

- ① 未就学児 月額10,000円 就学前一時金100,000円
- ② 小学生 月額10,000円 卒業時一時金150,000円
- ③ 中学生 月額10,000円 卒業時一時金200,000円
- ④ 高校生 月額20,000円 卒業時一時金600,000円
- ⑤ 大学生等 月額30,000円

(4) 対象者数（平成24年10月31日現在）

未就学児	小学生	中学生	高校生	合計
213人	352人	229人	243人	1,037人

震災孤児を養育する里親世帯への支援事業の検討について

今回の震災により親を失った児童の養育世帯については、親族里親または養育里親として認定をし、経済的支援を行っているところであるが、里親による児童の養育及び里親の精神面を支援する事業として、下記のとおり検討するもの。

なお、当事業については、宮城県補助事業として宮城県里親連合会が実施者となることを想定している。

1 災害等による孤児養育経験者による講演会

阪神淡路大震災、新潟県中越地震等により同じく震災孤児となった児童を養育している里親や、その他養育者等による講演会を開催することにより、今後の養育への心構えやあり方を学ぶ。また、同じ境遇の講話により共感を持つことで、次のステップ（地区研修会や里親による家庭訪問支援）へ繋げることを目的とする。

※ 平成23年度実績 講演会 仙台地区 1回 参加者 約60名
 フォーラム（共催） 仙台市 1回 参加者 約140名

2 地区研修会の開催

毎回テーマを設けて、震災を経験した児童の養育に関する基礎知識等を学んでいたく場を提供する。意見交換を併せて実施することで、日ごろの養育に関する悩みや様々な気持ちを持ち打ち明ける場を作り、親族里親としての特殊事情である家庭内の問題として内に閉じこもりがちな状況を打開することを目的とする。

当該世帯の多い気仙沼地区、石巻地区にて毎月1回、仙台地区、仙台市内については2ヶ月に1回の開催を想定。

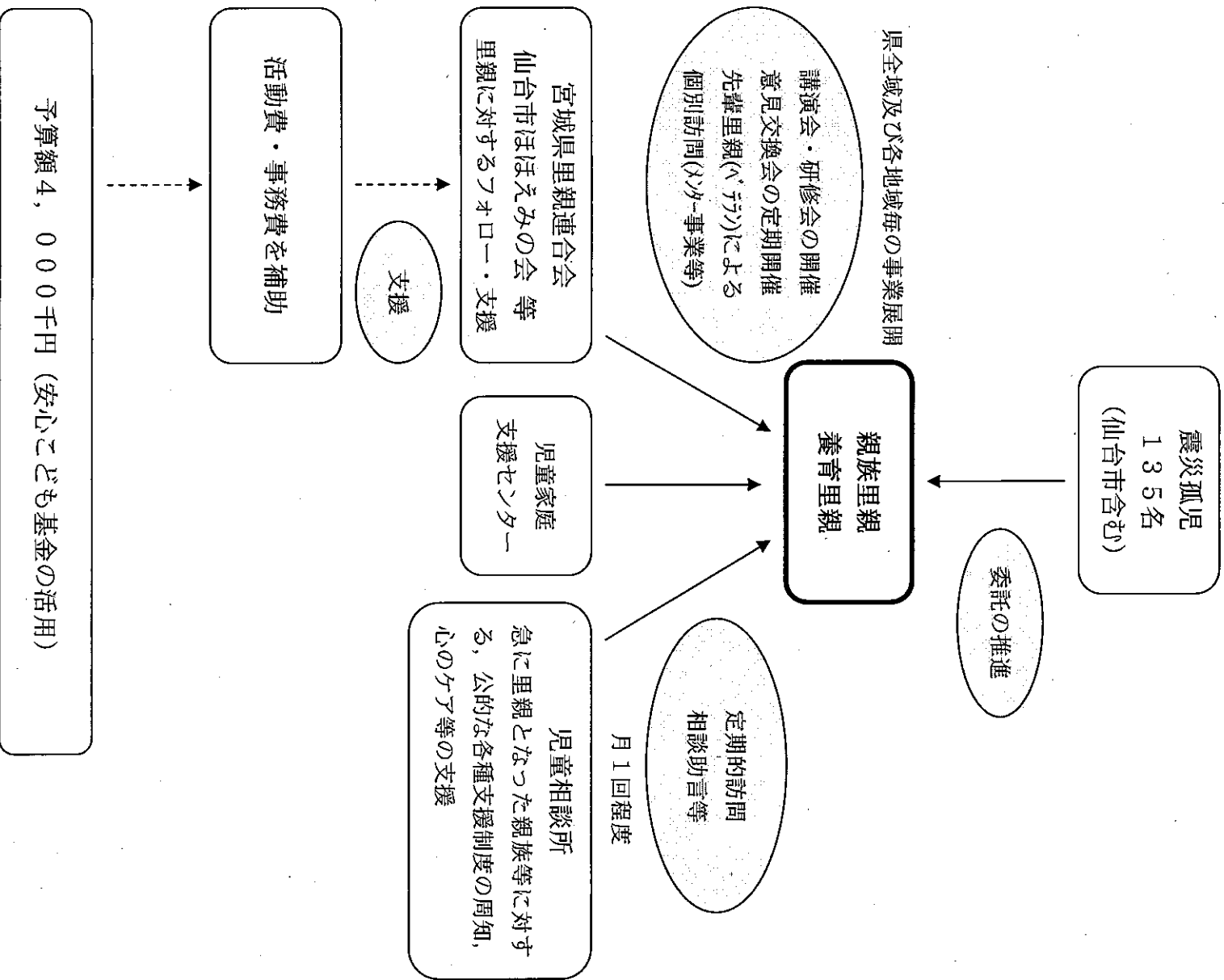
※ 平成23年度実績 研修会 仙台地区 2回 参加者 約80名

3 ペテラソ里親による養育支援

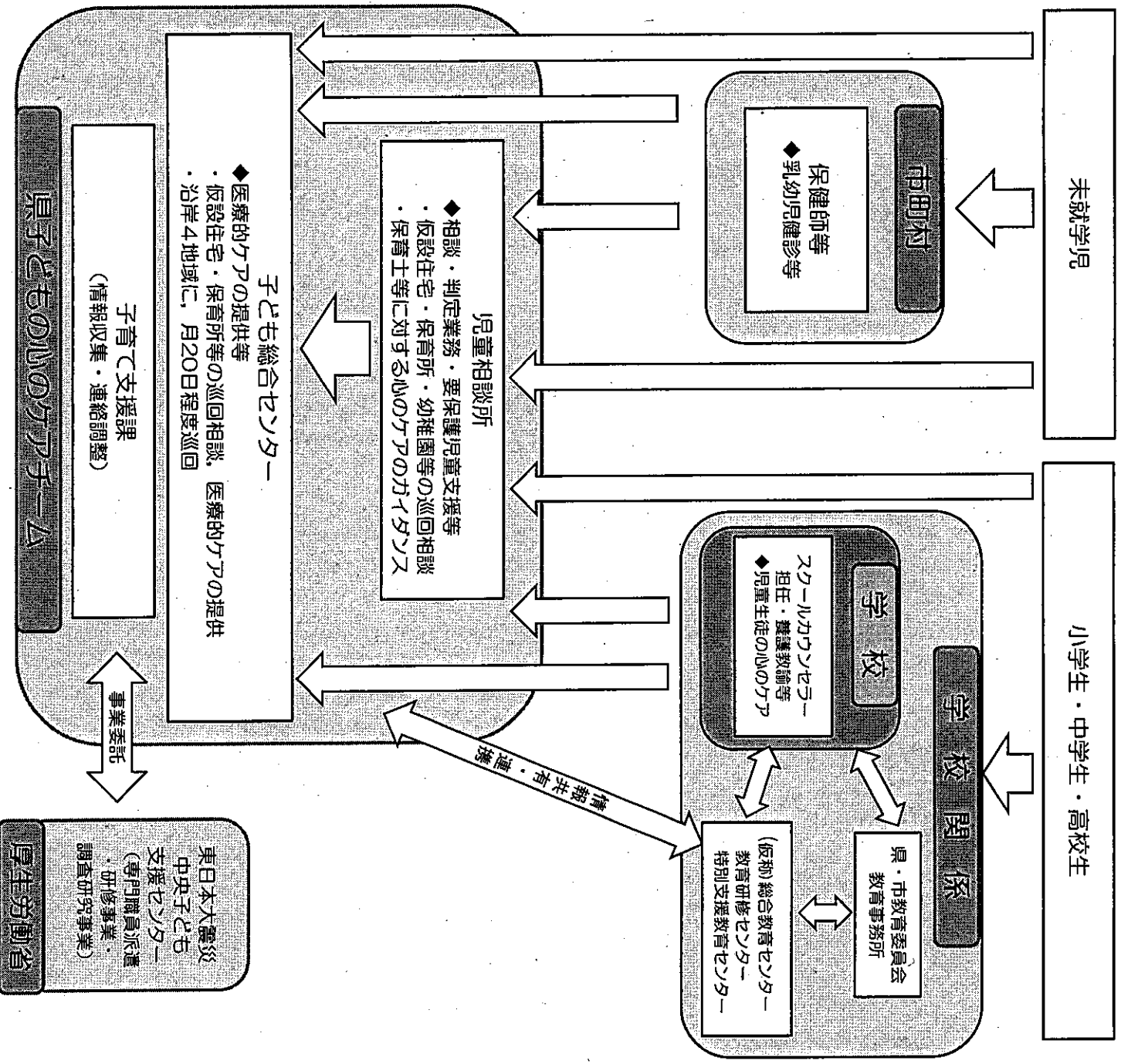
地区研修会の意見交換等で相談、話し合った内容の中に、家庭訪問による支援が必要と判断される支援項目があれば、希望に応じてペテラソ里親が対応する。また、地区研修会には参加しにくいのが、家庭内で一対一での相談をしたい等、個別に細やかな対応を行うことを目的として実施する。

※ 平成23年度実績 石巻市内家庭訪問 1件

震災孤児の親族（養育）里親への支援イメージ



子どもの心のケアへの対応について



子どもの心のケアの状況について

1 子どもの心のケアチームによる巡回相談

子ども総合センター，各児童相談所（支所）が共同で「子どもの心のケアチーム」を設置し，医療的ケアを含めた被災した子どもの心のケアに関する幅広い支援を実施。

○ 医療チームについては，沿岸4地域に月20日程度巡回相談を実施し，保健所等でのガイダンス等を実施

※ 平成23年度実績 延べ 217日，425箇所

※ 平成24年度実績 延べ 115日，124箇所（平成24年9月までの実績）

2 子どもの心の健康サポート事業

市町が実施する1歳6カ月健康診査及び3歳児健康診査の会場へ臨床心理士を派遣し，母子等の様々な相談に対応。

○ 沿岸部3市6町で実施（石巻市，気仙沼市，東松島市，山元町，亘理町，七ヶ浜町，松島町，女川町，南三陸町）

※ 平成23年度実績 延べ 89回，186名を派遣

※ 平成24年度実績 延べ 83回，83名を派遣（平成24年9月までの実績）

3 保育士等への研修事業

直接子どもたちと接する機会の多い保育士等に対し，何らかの症状を見せる子どもたちの理解とその対応方法等について研修機会を提供。

○ 広域単位の研修会，市町村毎の研修会，保育所・幼稚園等における研修会等

※ 平成23年度実績 延べ 58回開催

※ 平成24年度実績 延べ 43回開催（平成24年9月までの実績）

4 子どもの心のケアの関するリーフレット等の作成・配布

被災した子どもたちの心のケアに関する，保護者向けリーフレット等を作成し，各市町村等に配布。

○ 保護者向けリーフレット・支援者向け資料「被災した子どもの心のケアの考え方とその対応」を作成・配布

子どもの心の健康サポート事業（乳幼児）の実施状況について

- 1 目的 市町が実施する3歳児健診及び1歳6カ月健診の会場へ臨床心理士等を派遣し、母子の相談に応じるもの。
- 2 開始時期 平成23年9月
- 3 実施市町 平成24年度実施 3市6町
 (石巻市, 気仙沼市, 東松島市, 山元町, 亘理町, 七ヶ浜町, 松島町, 女川町, 南三陸町)

4 実施件数 平成23年実績 延べ89回, 186名を派遣

5 相談事例等

<子どもの相談事例>

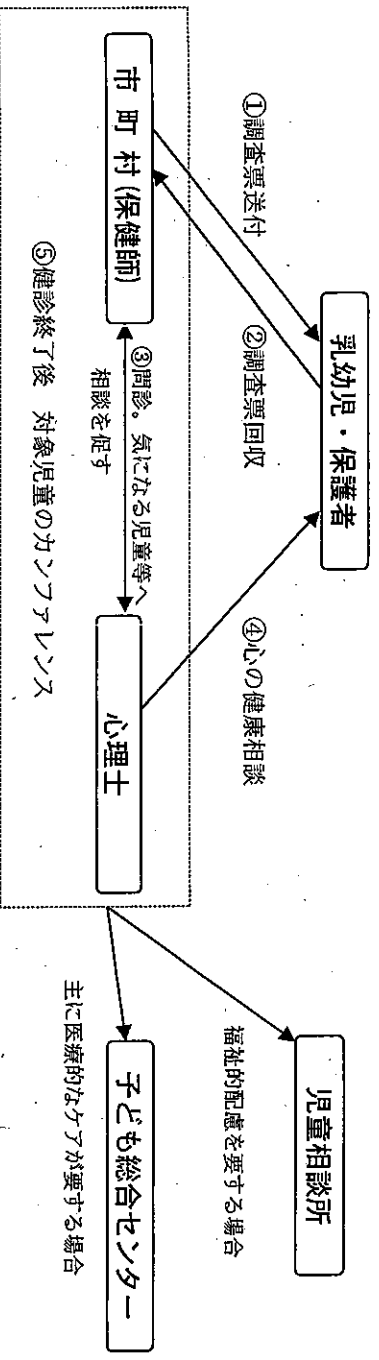
- ・ 音や振動を怖がる, 大声を出す
- ・ トイレ, 風呂など水のあるところを怖がる
- ・ 地震の度に食欲がなくなっているように見える。落ち着きがなくなった
- ・ 繰返し津波の体験を話す

<保護者からの相談事例>

- ・ 眠りが浅い, 仮設住宅に居るが慣れない環境で不安
- ・ 同居した祖父も頑固で辛い
- ・ 震災後, 生活が落ち着いてきてから, 訳もなく悲しくなる
- ・ 子どもがかわいい時とそう思えない時があり, 気持ちが冷めている
- ・ 病院に行きたい気持ちもあるが, こんなことで病院に行っていないのかと思う。

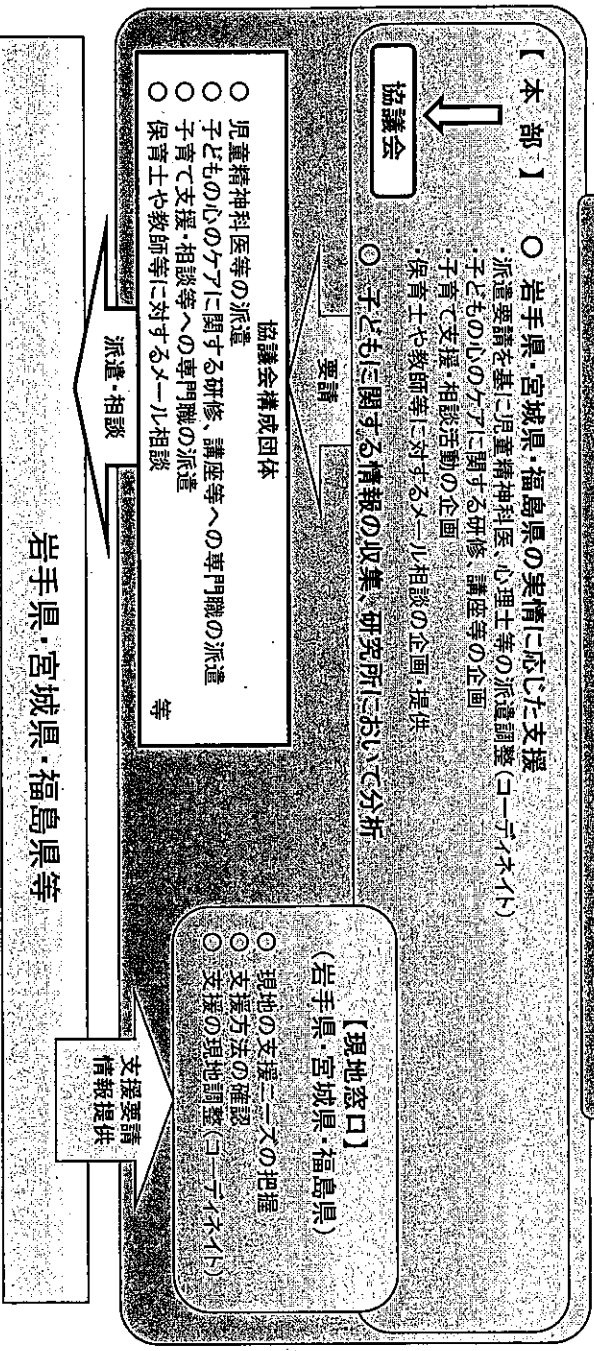
6 参考 宮城県小児科医会では名取市, 登米市の乳幼児健診会場へ心理士を派遣

【イメージ】



- 10月27日、「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置して、被災地の行政や関係機関と協働して取組を進めることとした。(社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所)
- 支援センターは、岩手県・宮城県・福島県に現地窓口の設置を予定。
- 支援センターの下に、支援方策について協議し、専門家の派遣などの支援を協働して行うため 東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設置。
(4.6の関係機関と厚生労働省及び文部科学省もオプザーバーとして参加)

東日本大震災中央子ども支援センター



(参考)

東日本大震災中央子ども支援センター協議会 構成団体等

- ▶ あしなが育英会
- ▶ 公益社団法人 SBI子ども希望財団
- ▶ NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会
- ▶ 社会福祉法人横浜博明会 子どもの虹情報研修センター
- ▶ 財団法人 児童健全育成推進財団
- ▶ スクールカウンセリング推進協議会
- ▶ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- ▶ 財団法人 全国里親会
- ▶ 全国児童相談所長会
- ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- ▶ 社団法人 全国保育士養成協議会
- ▶ 一般社団法人 全国保健師教育機関協議会
- ▶ 全国保健師長会
- ▶ 財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会
- ▶ 全国民生委員児童委員連合会
- ▶ 認定特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター
- ▶ 日本医師会
- ▶ 公益社団法人 日本医療社会福祉協会
- ▶ 社団法人 日本栄養士会
- ▶ 社団法人 日本学校歯科医会
- ▶ 財団法人 日本学校保健会
- ▶ 日本学校薬剤師会
- ▶ 公益社団法人 日本看護協会

- ▶ 日本歯科医師会
- ▶ 日本小児神経学会
- ▶ 日本小児精神神経学会
- ▶ 日本小児精神神経学会 青年精神医学会
- ▶ 一般社団法人 日本社会福祉教育学校連盟
- ▶ 社団法人 日本社会福祉士会
- ▶ 社団法人 日本社会福祉士養成校協会
- ▶ 一般社団法人 日本小児科医学会
- ▶ 社団法人 日本小児科学会
- ▶ 日本小児看護学会
- ▶ 日本小児心身医学会
- ▶ 社団法人 日本精神保健福祉士協会
- ▶ 一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会
- ▶ 日本保健福祉学会
- ▶ 社団法人 日本薬剤師会
- ▶ 社団法人 日本乳幼児医学・心理学会
- ▶ 公益財団法人 日本ユニセフ協会
- ▶ 一般社団法人 日本臨床心理士会
- ▶ 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構 日本臨床発達心理士会
- ▶ 東日本大震災子ども支援ネットワーク
(10月27日現在:46団体)
- ▶ *オプザーバーとして
厚生労働省、文部科学省が参加。

被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助

趣旨

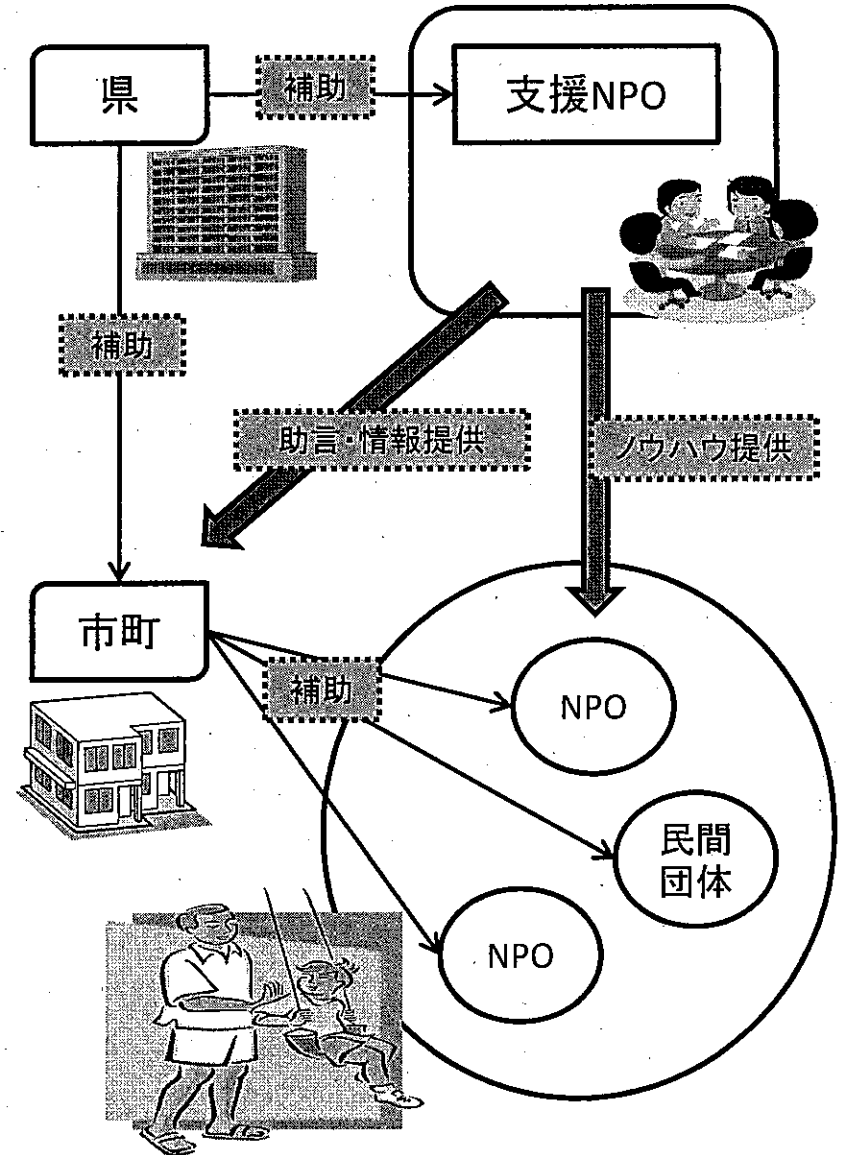
東日本大震災に被災した子ども及びその家族等への支援を実施するNPO等の団体に対し、県が市町村を通じて補助金を助成し、被災地におけるきめ細やかな支援活動を促進する。

補助対象事業

- (1) 子どもの遊びの場の提供事業
被災児童が安全に、安心して遊ぶことができる場を提供するNPO等に対して補助を行う。
- (2) 一時預かり等補完事業
保育所や放課後児童クラブの被災により、一時的に保育を受けられなくなった被災児童等に対して、一時預かりに準ずる保育活動を提供するNPO等に対して補助を行う。
- (3) 被災児童等の心を癒すイベント・講習会・相談会等の実施事業
被災児童等を対象としたイベント等を開催するNPO等に対して補助を行う。
- (4) その他被災児童等への支援となる事業

補助基準額等

財源: 安心子ども基金
 補助率: 定額補助(10/10) 補助限度額: 1,000千円/団体
 平成24年度予算: 50,000千円



仮設住宅サポートセンター支援事業について

1 目的

仮設住宅において子育て世帯が安心して暮らせるよう、サポートセンターを中心に活動する子育て支援団体の育成、団体間のネットワークづくりを促進するため、以下の業務を実施

2 実施形態

委託（委託先：宮城県サポートセンター支援事務所の協力・支援団体（NPO））

3 委託期間

平成24年4月2日～平成25年3月21日（予定）

4 業務内容

(1) 子育て支援を行う関係者のためのセミナー等の実施

- ・対象者：子育て支援活動に取り組む団体及び個人
- ・概要：子育て中の親に対しての接し方など、支援活動を行うために必要なノウハウ等をレクチャーし、参加者の子育て支援活動がより効果的なものとするためのセミナー等を実施

(2) 子育て支援に関するワークショップなどの実施

- ・対象者：子育て支援活動に取り組む団体及び個人
- ・概要：子育て支援活動についてのノウハウ等を体験的な内容などによりその理解を促進させ、参加者の子育て支援活動をより効果的なものとするためのワークショップ等を実施

(3) 地域における子育て支援ネットワークづくりのための連絡会議の実施

- ・対象者：サポートセンター運営関係者、自治体職員、子育て支援活動に取り組む団体及び個人
- ・概要：各地域において活動を行っている、子育て支援に取り組む個人や団体間、サポートセンターなど、地域の子育て支援に関わる関係者同士のネットワークづくりを促すため、連絡会議等を実施

(参考) 仮設住宅サポートセンター（13市町 61カ所開設予定）

8月10日現在開設済み 13市町58ヶ所

気仙沼市（4ヶ所）、南三陸町（7ヶ所）、石巻市（16ヶ所）、東松島市（4ヶ所）、女川町（8ヶ所） 多賀城市（4ヶ所）、塩竈市（1ヶ所）、七ヶ浜町（1ヶ所）、名取市（1ヶ所）、岩沼市（1ヶ所） 亶理町（1ヶ所）、山元町（1ヶ所）、仙台市（9ヶ所）
--

保育所等利用者への補助について

1 保育所保育料減免支援事業

(1) 概要

保育所（へき地保育所含む。）を利用する被災者に対し、保育料の減免措置を行った市町村に対し、その費用を補助

(2) 補助見込市町村 29市町村

(3) 予算額 706,000千円

(4) 補助率 10/10

※ただし、国が定める保育料徴収基準額の階層区分を変更したとみなした減免額を適用

(5) 平成23年度実績

補助市町村 29市町村, 予算額 551,940千円

2 認可外保育施設利用者支援事業

(1) 概要

東日本大震災により被災した認可外保育施設利用者に対し、被災の状況に応じ利用料を補助

(2) 補助見込対象数 700人

(3) 予算額 61,000千円

(4) 補助率 県1/2（または、基準補助率を乗じた額の1/2）

※原則、利用者に直接補助

(5) 平成23年度実績

補助対象者数 608人, 予算額 56,477千円

子育て支援を進める県民運動

目的

- ◇ 子どもは地域社会全体で育てるといふ機運の醸成
- ◇ 県民一人一人に子育てに関心を持ってもらうための仕掛け

現状

- ◆ 子どもやその家族を取り巻く環境の変化
- ◆ 家庭や地域における子育て力の低下



ねらい

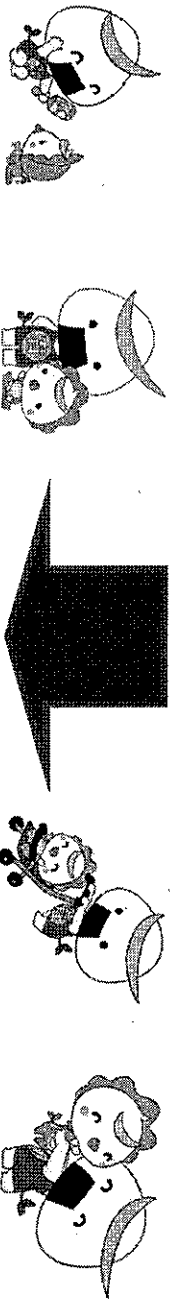
- | | |
|--|---|
| ◇ 子育て関連施策を対象者に分かりやすく周知
県民総参加による運動の展開
シンボルキャラクターの活用 | ◇ 子育てに親近感を持たせる
子育ての楽しさ（プラスイメージ）
子どもを持ちたいという意識の醸成 |
| ◇ 子育てに対する不安・孤独感の解消
地域全体で子育てを支える機運の醸成 | ◇ 地域社会全体への子育て支援の広がり
企業・商業・産業・観光等の分野の参画
子育て支援者の裾野の拡大 |

推進方法

- ① みやぎっこ応援隊による運動展開
- ② みやぎっこ応援カード事業の拡充
- ③ ホームページ等による子育て関連情報の提供

■運動で目指す成果

- この運動をきっかけとして、子育てに関心を持つ人を増やし、地域全体で子育てを応援する機運を高める。
- 県民一人一人が「子育て」に関心を持つことで、安心して子どもを生き育てる環境の整備につなげる。



安心して子どもを生き育てることができる宮城県の実現

配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第3次計画）について

1 計画の位置付け

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、県が策定する基本計画
- (2) 第2次基本計画（平成21年3月策定）の後継計画

2 計画の目的

本基本計画に基づき、県、市町村、関係機関及び地域社会などが連携して、配偶者からの暴力の防止に努め、被害者の自立支援を行うこと

* 配偶者からの暴力を以下「DV」とする。

3 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

4 基本的な考え方

- (1) 基本理念
 - ① 被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現
 - ② 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現
- (2) 施策体系
 - ① 暴力を許さない社会の形成
 - ② 被害者の相談・保護体制の充実
 - ③ 被害者の自立に向けた支援

5 策定のポイント

(1) 東日本大震災への対応

背景：被災地でのDV被害の増加や潜在化の懸念

【体制整備】 仮設住宅サポートセンター等との連携（スタッフ研修等）による対応強化
【通報促進】 被災地で活動する民間団体等との協力による被害の発見と情報提供の促進
【人材育成】 専門職員、中堅職員等への研修強化と体系的な研修体制の構築

(2) 県内で発生した死亡事案（平成22年2月）の検証に基づいた対応

背景：被害者・加害者の若年化や、被害者のみならず支援者の安全確保への対応

【普及啓発】 若年層への啓発活動の充実（高校生等から中学生へ対象拡大）／出前講座の開催

【安全確保】 配偶者暴力相談支援センターの設置促進／一時保護委託先の拡充

【連携強化】 被害者支援共通シートの活用促進（相談記録様式の統一による被害者の負担軽減）
心のケアに関する支援の充実（施設の心理担当職員によるケアと退所後の継続支援）

6 策定の経過

平成23年10月25日	第1回庁内検討会
平成23年11月4日	第1回DV基本計画懇話会
平成23年11月25日	第2回庁内検討会（中間案検討）
平成23年12月1日	第2回DV基本計画懇話会（中間案検討）
平成23年12月12日	県議会保健福祉委員会報告（中間案）
平成23年12月21日	パブリックコメント実施（平成24年1月20日まで）
平成24年2月3日	第3回庁内検討会（最終案検討）
平成24年2月9日	第3回DV基本計画懇話会（最終案検討）
平成24年3月2日	県議会保健福祉委員会報告（最終案）
平成24年3月19日	第3次DV基本計画策定

施策体系【取組】	現状	課題	主な取組（事業例等）	
暴力を許さない社会の形成	1-1 社会意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等での広報啓発による、DV防止に関する意識啓発 市町村の基本計画策定（1市2町で策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口周知等一層の啓発充実が必要 身近な相談窓口として、市町村の役割が重要 	<ul style="list-style-type: none"> 県民への啓発・広報の充実（広報、リーフレットの作成配布） 関係団体と連携した取組の推進（関係機関ネットワーク会議等の活用） 市町村基本計画策定の促進（計画策定の手引きの配布）
	1-2 人材の育成及び人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員に対する研修会実施 学校教育における人権教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指導的立場の職員養成を目的とした研修体系の整備が必要 デートDVに対応した教育や啓発が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 職務関係者への研修体系の整備（専門職員等への研修による資質向上） 人権教育の推進（教職員等も参加できる講座等の開催） 若年層に対する啓発の推進（中高生向け啓発によるデートDVの理解）
	1-3 調査研究の推進等	<ul style="list-style-type: none"> 加害者更生に関する調査研究の注視 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も加害者更生に関する調査研究の進捗状況の注視が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者更生への研究の取組（国等の研究の動向把握） 被害者の心身のケアの研究の取組（国等の研究の動向把握）
被害者の相談・保護体制の充実	2-1 被害者からの相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 県内の配偶者暴力相談支援センターは現在1か所 関係機関の連携による被害者支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民により身近な市町村での相談体制の整備が必要 関係機関の一層の連携強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターの増設（市町村によるセンター設置の支援） 相談体制の充実（行政、警察、民間団体の連携） 関係機関連携強化のための取組（DV被害者支援共通シート活用促進） 相談員等の資質の向上（研修の実施、適正な任用期間の検討） 被災地での相談体制の充実（仮設住宅サポートセンターと連携強化）
	2-1 発見・通報についての体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等による県民からの通報促進 被災地でのDV被害が潜在化する可能性有 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地での通報等の体制整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 県民からの通報の促進（広報促進、法務局や民生委員との連携） 被災地での発見・通報についての体制整備（民間団体からの情報提供への対応） 医療関係者等からの通報の促進（医療機関への啓発、医師会との連携）
	2-3 保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携による被害者保護の実施 一時保護を要する被害者の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護等避難先の迅速な確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 警察等との連携の強化（休日、時間外、緊急時対応の確認） 保護命令制度の適切な利用の推進（被害者への情報提供と安全確保） 被害者の安全確保（広域対応を含む一時保護委託先の拡充） 福祉事務所等への支援体制の充実（女性相談センターによる助言指導等）
	2-4 同伴児童等への援助	<ul style="list-style-type: none"> 同伴児童に対する心のケア、学習支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 同伴児に対するさらなる支援の充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所等との連携強化（必要なカウンセリングが受けられる体制の強化） 教育関係者に対する対応の周知徹底（加害者への対応等の事項について周知） 関係機関との連携（定期的なケース検討、連絡の場の提供） 同伴児童に対する支援の充実（学習支援体制の整備等）
	2-5 外国人・障害者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等担当部局との連携した支援 	<ul style="list-style-type: none"> 支援内容の多様化への対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の活用と啓発（通訳ボランティアの把握、福祉施設等との連携）
被害者の自立に向けた支援	3-1 被害者の心のケアに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談センター、婦人保護施設への心理担当職員配置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活する被害者への心のケア等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 心のケアの支援（心理担当職員による心理面接等） 施設退所後のアフターケアの実施（DVサイクルからの離脱に向けた支援継続） 関係機関への技術支援（県精神保健福祉センターによる支援）
	3-2 住宅の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> より安定した住宅確保対策の実施が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅入居の支援（自立支援金貸付事業等の周知） 公営住宅入居の優遇制度の実施（抽選倍率の優遇措置継続と市町村での取組拡大） 県営住宅の目的外使用による活用検討（被害者の自立支援のための活用検討） 住宅情報提供の推進（女性相談センターや関係施設からの情報提供）
	3-3 就業の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 就業支援に関する情報提供及び求職活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の求職活動に係る安全確保への配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 就業活動への支援（高等技術訓練促進事業等の継続実施） 母子家庭等就業・自立支援センター等の活用（宮城県母子福祉センターで継続実施） 関係機関等との連携の強化（労働局やハローワークとの情報交換等）
	3-4 保護・その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度窓口との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村窓口での手続きの一元化 	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度の活用・調整（医療保険制度、生活保護制度、児童扶養手当等） 手続きの一元化への働きかけ（被害者の二次被害防止と安全の確保） 自立への支援（関係機関の連絡会議を通じた就労等の情報共有）
	3-5 司法手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 司法制度の活用による法的支援 	<ul style="list-style-type: none"> 法的支援の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 司法制度の啓発と活用（制度利用の周知/保護命令申立費用の貸付等）

子どもの生活の場における放射性物質対策について

1 保育所等における放射性線量率の測定

県が全市町村に貸与した簡易型放射線測定器により、市町村が保育所の園庭等の線量を測定
(1) 平成23年度

平成23年7月未までに、県内600の保育所等(児童館、認可外保育施設等を含む)において園庭等の空間放射線量率の測定を実施。51施設で毎時0.23 μ Sv超。

(2) 平成24年度(平成24年10月1日公表)

県が策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」(平成24年3月)に基づき、8月未までに、県内609の保育所等(児童館、認可外保育施設等を含む)において園庭等の空間放射線量率の測定を実施。4施設で毎時0.23 μ Sv超。

2 汚染状況重点調査地域と除染

(1) 国は「放射性物質特別措置法」を制定(平成24年1月1日本格施行)し、除染の実施により追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下に抑える方針を示す。

(2) 特措法における「汚染状況重点調査地域」には、毎時0.23ミリシーベルト以上の地域を指定。指定市町村は、「除染実施計画」を策定することで、除染の実施に関する費用が、国の負担となる。

(3) 県内の指定地域は以下のとおり(9市町)
石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町及び山元町
※ ただし、石巻市では、現在まで「除染実施計画」を策定していない。

3 給食食材の放射能測定等に関する事項

(1) 基準の厳格化

平成24年4月から、食品に関する放射性物質に関する基準が厳格化

食品の区分	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
濃度(ベクレル/kg)	10	50	50	100

(2) 給食食材に関するサンプル調査

教育庁の「学校給食食材の放射能サンプル測定」事業と連携し、保育所の給食食材を測定

対象： 県内の学校給食等(小中高等学校、幼稚園、特別支援学校、保育所)

方法： 上記給食に使用される食材の事前検査(各教育事務所に検査機器を配置)

① 第一期測定期間：平成 24 年 5 月 21 日から 7 月 31 日まで

測定保育所数 ： 61 (仙台市除く) 放射性物質検出事例： 0

② 第二期測定期間：平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月まで

測定希望保育所数： 70 (仙台市除く)

(3) 給食食材に関するモニタリング検査 (事後検査)

児童のより一層の安全・安心確保の観点から、保育所等の給食の放射能測定について、市町村に対し経費の補助を行う。

4 母乳に関すること

平成 23 年 6 月に厚生労働省 (国立保健医療科学院) が「母乳中の放射性物質濃度等に関する調査」を実施し、乳児への健康影響リスクはないと考えられると見解を示しているほか、日本医学放射線学会や日本産科婦人科学会など 6 団体も、同様の見解を示している。